

# 入札執行の手順について

入札に入る前の 注意事項	「入札に入る前に入札に当たっての注意事項を申し上げます。」 ※入札金額は消費税抜きであることなど留意事項について説明する。
始めに	「ただいまから〇〇施設整備工事の入札を行います。」
入札書の提出	「入札書を提出してください。」 「代理人の方は、委任状を添えて提出してください。」
開札	※提出された入札書を開封し、工事名、金額、日付、会社名、代表者氏名 （代理人の場合は代理人氏名）が正確に記入されているか、印鑑が押印さ れているか確認する。
金額の読上げ	「それでは入札金額を読み上げます。」  ※確認してから読み上げに入る（桁間違い等を確認）。 ※「〇〇会社〇〇円」、「〇〇会社〇〇円」という具合に入札書を読み上げ、 終了と同時に最低入札者を再度読み上げる。  「最低入札者〇〇会社〇〇円です。」
予定価格と照合	※最低入札金額が「予定価格」を下回っているか確認する。
落札者の決定	「〇〇会社に落札を決定します。」（落札者の通知行為に当たる。）
入札終了	「以上を持って入札を終了します。」
再入札	※予定価格を公表しない場合、1回の入札で落札者がいないときは、入札 公告で定めた入札執行回数に基づき再入札を実施する。  ※入札書を提出させる際に、「再」の文字を記入させること。  以下、1回目と同様に行い、落札者を決定する。

# 入 札 心 得

## (入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、建設業法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上入札してください。

## (入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札を辞退する場合は「入札辞退届」を入札執行日の前日までに提出してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。

## (公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為を行ってはなりません。

## (入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表に工事名等を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。また、入札書提出時に、工事については工事費内訳書、測量業務・建設コンサルタント業務等については積算内訳書も一緒に提出してください。なお、入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

## (消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わず。）を記入すること。なお、落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

## (入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0 -

記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。なお、金額の訂正は認められません。

## (入札書提出後の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
- (2) 入札の参加者が1人であるとき。
- (3) その他入札執行者が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者の入札
- (6) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札
- (7) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合とその組合員が同一の入札に参加した場合、事業共同組合とその組合員がした入札
- (8) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (9) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (10) 4に定める提出書類を提出しなかった者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- (12) 予定価格を事前公表している工事の入札において、公表した当該予定価格を上回る金額の入札をした者の入札
- (13) 最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札

(落札者の決定)

10 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格制度が適用される工事は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札回数)

12 入札回数は、\_\_回とします。

※予定価格を公表する場合は、1回とします。

※予定価格を公表しない場合は、入札公告に明記した回数とします。

(不調時の措置)

13 最低制限価格制度が適用される入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、改めて指名等をし入札をします。

(契約書の提出)

14 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない理由があると工事発注者が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(契約の保証)

15 落札者は、契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付してください。ただし、工事発注者が特に必要がないと認める場合は、必要ありません。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 銀行、工事発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 履行保証保険契約の締結
- (4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合を10分の1以上としたもの）

16 入札に先立ち必要な契約の保証が示されている場合は、前項の規定にかかわらず、付保割合を10分の3とする公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）による保証を付してください。